

地方独立行政法人長崎市立病院機構監事及び監事監査規程

平成24年4月1日

規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、監事及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第13条第4項の規定に基づき行う、地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「法人」という。）の監事監査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監事の職務及び権限)

第2条 監事は、法令に基づき、役員（監事を除く。）及び職員（以下「役職員」という。）に対して事務及び事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況の調査、役職員及び会計監査人から受領した財務諸表等に関する報告内容の監査等を行うものとする。

2 監事は、役員（監事を除く。）に法令違反等の事実があると認めるとき又はそのおそれがあると認めるときは、遅滞なく、理事長及び市長に報告するものとする。

3 法人が、法令等に基づき、市長に提出する書類は、事前に監事に回付し、その調査を受けなければならない。

4 監事は、監事が必要と判断したときは理事会等に出席し、意見を述べることができる。

(監事の遵守事項)

第3条 監事は、監査を実施するに当たっては、常に公正普遍の態度を保持しなければならない。

2 監事は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 監事は、被監査部署等に対して直接指揮命令してはならない。

第4条 削除

(理事長との意思疎通)

第5条 監事は、理事長との常時意思疎通を確保するために、必要と認められるときは、いつでも理事長との意見交換を求めることができる。

(事故等又は異例事項の監事への報告)

第5条の2 役職員の不正な行為、法令に違反する事実、著しく不当な事実、業務上の事故その他業務運営に著しく影響を及ぼすと認められる、又は異例の事項が発生したときは、理事長は、直ちに文書又は口頭で監事に報告しなければならない。

(監査の補助)

第6条 監事は、市長の承認を得て、監査に関する事務を補助させる監事補佐人を置くことができる。

2 前項に規定する監事補佐人は、監事監査業務において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(監査の方法)

第7条 監事は、定期監査を書面又は実地により行うものとする。

2 前項の定期監査は、業務の監査にあっては毎年度1回行い、会計の監査にあっては毎年度決算時に行うものとする。

3 監事は、必要があると認めるときは、臨時監査を行うことができる。

(監査の内容)

第8条 監査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 関係法令、法人の業務方法書及び法人の諸規程に基づく業務の実施状況に関する事項
- (2) 中期計画及び年度計画の実施状況に関する事項
- (3) 組織及び制度全般の運営状況に関する事項
- (4) 経営執行の効率化及び業務能率化の状況に関する事項
- (5) 決算報告書及び財務諸表の適否に関する事項
- (6) 資産の取得、管理及び処分の状況に関する事項

(7) その他監査の目的を達成するために必要な事項

(監査計画)

第9条 監事は、毎年度初めに監査計画を作成し、理事長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、この限りでない。

2 監査計画に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 監査の基本方針

(2) 監査の対象

(3) 監査の対象部署

(4) 監査実施期間

(5) その他必要な事項

(監査の実施通知)

第10条 監事は、監査計画に基づき監査を実施するときは、あらかじめ監査実施対象部署等の責任者に対し、必要な事項を通知するものとする。

(役職員の協力義務)

第11条 役職員は、監事及び監査の事務を行う職員等による監査の円滑な遂行に協力しなければならない。

2 役職員は、監事及び監査の事務を行う職員等から文書提出又は説明を求められた場合、応答しなければならない。

(監査後の措置)

第12条 監事は、法第13条第4項の規定に基づき、監査の方法及び結果を正確かつ明瞭に記載した監査報告を作成し、監査終了後1月以内に理事長及び市長に報告するものとする。ただし、軽微な事項については、文書又は口頭で対象部署等の責任者に通知することができる。

2 理事長は、前項の監査結果報告を受けたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

3 理事長は、第1項の監査結果報告に指摘事項があるときは、速やかに是正又は改

善措置を講じ、その結果を監事に通知しなければならない。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法第13条第9項の規定に基づき、理事長又は市長に意見を提出することができる。

5 監事は、前項により市長に意見を提出したときは、理事長にその旨を通知するものとし、指摘した改善又は是正を必要とする事項については、その後の処理状況を確認するものとする。

第13条 削除

(監査の情報共有)

第14条 監事は、監事間の協議を通じ円滑な情報共有を図るものとする。

2 監事は、会計監査人と積極的に情報交換を図り、必要なときは会計監査人による監査報告の説明を求めることができる。

3 監事は、内部統制室や対象部署等から、随時監査に関連する必要な書類の提出及び資料の作成並びに事実関係の説明や報告、重要書類の閲覧を求めることができる。

4 監事は、前項の資料作成の要求に際しては、可能な限り既存資料の活用を図るよう努めるものとする。

第15条、第16条及び第17条 削除

(本規程等の整備に対する監事の関与)

第17条の2 法人は、本規程等の整備に対する監事の関与を確保するものとする。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監事と協議の上、要綱に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年5月25日規程第24号)

この規程は、平成30年5月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年11月10日規程第18号）

この規程は、令和2年11月10日から施行し、令和2年11月1日から適用する。

附 則（令和3年3月25日規程第8号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。